

損害賠償責任の主体

原子力損害賠償法 (文責：梶原惇)

◎原子力損害賠償制度(以下、原賠法)の仕組み

○原子力損害賠償制度の目的

原賠法第一条

『原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もって被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする』

=①被害者の保護

②原子力産業の健全な発達

○原子力損害賠償制度の特徴

①原子力災害の損害賠償は巨額(東日本大震災では約6兆円)

②制度は相当期間の具体的な経験の蓄積の上にたって作られたものではなく、万が一に備え、原子力開発と並行して作られたものである。

③世界的な原子力損害賠償制度が各国の国内法と併せて国際条約においても同時に整備されてきた。

Ex)「OECD：パリ条約」「IAEA：ウィーン条約」

④制度の内容自体が一般の不法行為責任と比べて特別なものになっている。

(内容については次項「原賠法における責任の性質」参照)

Cf:不法行為責任

…故意または過失によって他人の権利を侵害し、これによって他人に損害を生じさせたことに基づく責任。

○制度を構成する法律

「原子力損害の賠償に関する法律」(以下、原賠法)

「原子力損害賠償補償契約に関する法律」(以下、補償契約法)

「原子力損害の賠償に関する法律施行令」(以下、原賠法施行令)

「原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令」

◎原賠法における責任の性質

○原子力事業者への無過失責任(原賠法第3条第1項)

原子力損害の発生の原因に原子力事業者の故意や過失がなかった場合でも、原子力事業者は原子力損害の賠償責任を持たなければならないとするもの。

⇒これにより、被害者が損害賠償請求を容易に行うことができる。

○原子力事業者への責任の集中(同第4条第1項)

賠償責任を原子力損害の原因の如何にかかわらず、原子力事業者に集中させるもの。

⇒これにより、被害者は損害賠償の求償の相手方を容易に確認でき、また原子力事業者以外のメーカー等の原子力産業関係者は予測可能性と地位の安定を確保できる。

○原子力事業者の免責事由(同第3条第1項但書)

原子力事業者には責任は集中させるが、異常に巨大な自然災害や戦争・内戦等による原子力損害まで原子力事業者の責任として課すことは適当ではなく、これを免責する。

⇒これにより、原子力事業者は一定の不可抗力による賠償責任から免責されるとともに、免責事由を限定することにより被害者の保護を図ることができる。

○原子力事業者の責任の限度は定められていない(無限責任)

Cf:世界的には無限責任制度、有限責任制度双方が存在する。

※被害者保護の観点からは無限責任が望ましく、原子力事業の健全な発達の観点からは有限責任が望ましいと言える。

◎原子力事業者の損害賠償措置の義務

○損害賠償の義務

『原子力事業者は、原子力損害を賠償するための措置(以下、「損害賠償措置」という。)を講じていなければ、原子炉の運転等をしてはならない。』(同第 6 条)

○賠償の方法(同第 7 条第 1 項)

①原子力損害賠償責任保険契約(事業者 - 民間保険会社)

②原子力損害賠償補償契約(事業者 - 国家)

- ・ いずれも事業者の原子力損害の賠償責任が生じた場合に賠償による損失を填補するもの
契約は事業者に義務として課される

- ・ 役割分担について(同第 10 条)

①は民間保険契約の内部で取り決めがなされ、②は事業者に賠償責任が生じた場合において、責任保険契約その他の原子力損害を賠償するための措置によっては埋めることのできない原子力損害を原子力事業者が賠償することにより生ずる損失を政府が補償することを約しており、事業者が補償料を納付することを約している。

- ・ 補償契約が担う原子力損害の対象(補償契約法第 3 条)

地震又は噴火によって生じた原子力損害

正常運転によって生じた原子力損害

事故発生後、10 年を経過した後に被害者から賠償の請求のなされた原子力損害などが挙げられる。

※その他の方法

事業者同士による責任共済

政府補償契約 など

○損害賠償措置による金額

原賠法では事業者の責任は無限責任となっているが、損害賠償に充てられる額の限度を設けており、1 工場若しくは 1 事業所当たり若しくは 1 原子力船につき 1200 億円を損害の賠償に充てることができる。(原賠法第 7 条)

=事業者は、原子力損害に対し、最高で 1 工場若しくは 1 事業所当たり若しくは 1 原子力船につき 1200 億円を支払うことができる。ただし賠償責任がこの賠償措置を超え、かつ必要と認められる場合には、政府が事業者に対して援助を行う。

※ただし、標準的な規模に達しない原子炉の運転等については 1200 億円以下の賠償額を原賠法施行令で定めるとされている。(施行令第 2 条)

○損害賠償措置の目的

損害賠償のための原資を一定額まで確実に確保することにより、

迅速な被害者の保護

事業者による計画的な損害賠償措置の実行による原子力産業の健全な発達を達成すること。

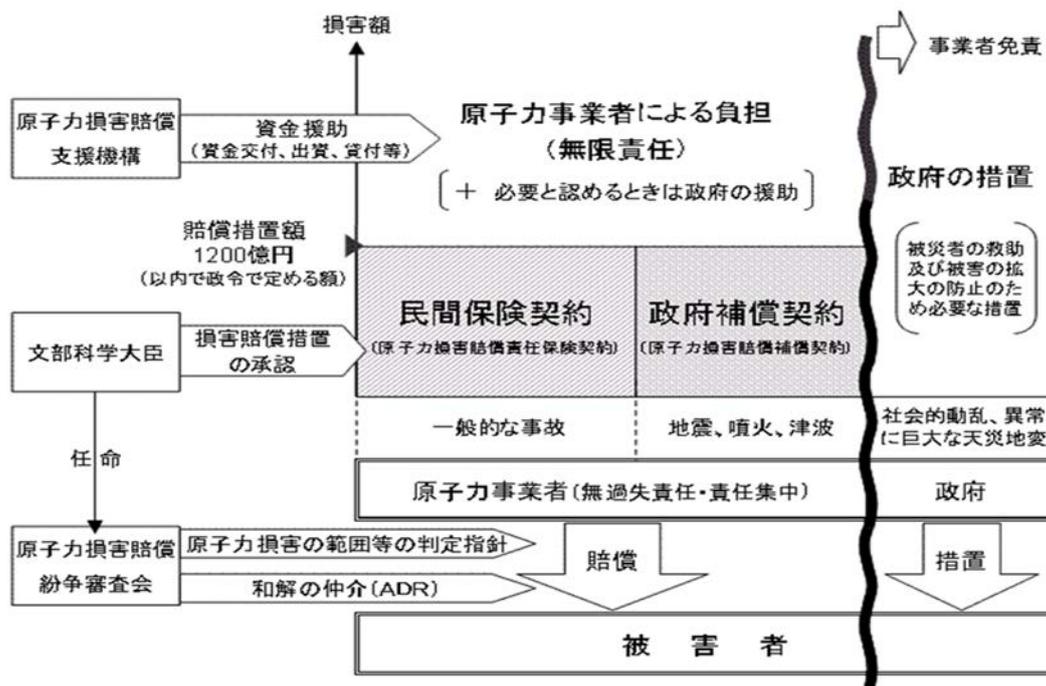


図1 原子力損害賠償制度の概要

【出所】 文部科学省、原子力損害賠償制度の概要、
http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/gaiyou/index.htm

○国家による支援・補償(原賠法第 16 条)

政府は、原子力損害が生じた場合、事業者の損害賠償責任額が賠償措置額を超え、かつこの法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとされ、事業者が引き受けるべき損害賠償額が賠償措置額を超えた場合で必要があると認めるときは、国が必要な援助を行うことになっている。

Ex)補助金交付、低利融資、利子補給 etc...

※事業者の免責事由である異常に巨大な天災地変又は社会動乱によって生じた原子力損害などの場合は、政府は、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようになるとされ、国の措置が定められている。(同第 17 条)

=国が責任を負うわけではない

※免責事由の各国比較のためのまとめ

原子力損害賠償の免責事由として挙げられるのは、おおよそ各国共通で

- ① 異常に巨大な天災地変
- ② 社会動乱

である。

日本においては、このいずれかに該当する場合は事業者の免責が認められる。

◎諸外国における原子力損害賠償の免責事由

①英国（パリ・ブラッセル条約締約国）

免責は戦乱のみで、自然災害は異常なものであっても免責とならない。

これは、イギリスには大規模自然災害が少ないことにもよるが、事業者の責任が比較的低い金額で制限され、かつその上は明確に国家補償があることによる。

事業者の付保する責任保険でも戦乱は免責だが、自然災害は異常なものであっても事業者が有責となればてん補される。

②フランス、スウェーデン（パリ・ブラッセル条約締約国）

（フランスはパリ条約第9条により）戦乱、異常自然災害とも免責である。

責任保険でも戦乱、異常自然災害とも免責である。

また、事業者の責任は有限である。

③ドイツ（パリ・ブラッセル条約締約国）

免責事由はない。不可抗力免責を一切認めない。これは原子力損害のような大規模被害の際には、企業の利益よりも被害者救済が優先すべきという理由による。

パリ条約締結に際しても、従来からの立場を変えず、原賠法で同条約の規定を排除した。

責任保険では戦乱、異常自然災害とも免責となっているが、10億ドイツマルクまでは国が補償する。

④スイス

ドイツと同じく、戦乱、異常自然災害とも免責とならない。

責任保険では戦乱、異常自然災害とも免責となっているが、国が補償することができる。

⑤米国

連邦法である原子力法（プライス・アンダーソン条項）では戦乱のみ免責である。異常自然災害について規定はない。米国法制の下では、不法行為責任の性質及び要件については、州法に委ねられている。従って事業者の責任は州法による。（絶対責任や厳格責任他）責任保険でも戦乱は免責だが、自然災害は異常なものであっても事業者が有責となればてん補される。

事業者の責任は高額だが有限である。

⑥カナダ

免責は戦乱のみで、異常自然災害は免責とならない。

責任保険でも戦乱は免責だが、自然災害は異常なものであっても事業者が有責となればてん補される。

事業者の責任は有限である。

⑦韓国

我が国原賠法と全く同じ法体系で、戦乱、異常自然災害とも免責である。これらは国が必要な措置をとる。

責任保険では戦乱、自然災害は免責である。異常でない自然災害は政府補償契約でカバーされる。

[出所] 内閣府原子力研究委員会

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/old/songai/siryo/siry03/siry03-6.htm>

参考：各国の原子力損害賠償法（抜粋）

(1) 英国

第 13 条（一定の場合における補償の排除、拡張又は減少）

(4) 本法第 7 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条又は第 11 条により課せられる義務は、

(a) その義務の違反を構成する出来事又はそれによる傷害若しくは損害の発生が、連合王国内の武力紛争を含む紛争中の敵対行為に帰せられるときは、その出来事により生ずる傷害又は損害について、その義務に服する人に責任を課さない。

(b) 出来事又はそれによる傷害若しくは損害の発生が、自然的災害に帰せられる場合には、それが、合理的に予見することのできなかつた例外的な性格を持つとしても、責任を課する。

(2) フランス

パリ条約第 9 条（免責）

運転者は、戦闘行為、敵対行為、内戦、反乱、又は、原子力設備が設置されている締約国の国内法に別段の規定がある場合を除き、異常かつ巨大な自然災害による原子力事故による損害に対して責任を負わない。

(3) ドイツ

第 25 条（原子力施設に対する責任）

(1) 損害が原子力施設からの原子力事故に起因する場合は、原子力施設の保有者の責任については、パリ条約の規定のほか、この法律の規定を適用する。（以下略）

(2) 略

(3) 武力闘争、敵対行為、内戦、暴動一揆又は異常かつ巨大な自然災害に直接起因する原子力事故による損害の責任の排除に関するパリ条約の 9 条の規定は、適用されない。（以下略）

(4) スイス

第 5 条（免責）

1. 原子力施設の事業者あるいは輸送免許保持者は、被害者が故意に損害を引き起こしたことを証明した場合は、責任を免除される。
2. 原子力施設の事業者あるいは輸送免許保持者は、被害者がはなはだしい不注意から損害を引き起こしたことを証明した場合は、全面的あるいは部分的に責任を免除される。

(5) アメリカ

第 11 条 (定義)

- w. 「公的責任」とは、原子力事故または予防的避難から生じまたは結果として発生する一切の法的責任（原子力事故または予防的避難に対応する過程において州または州の行政区画が負担したすべての妥当な追加費用）をいう。ただし、(i) 略 (ii) 戦争行為に起因する請求、及び (iii) 略を除く。(以下略)

(6) カナダ

第 7 条 (武力紛争による事故に対する免責)

運転者は、傷害または損害を生ぜしめる原子力事故が戦争、侵略または暴動の過程における武力紛争の直接の結果発生した場合は、第 3 条に定める種類の傷害または損害に対して責任を負わない。

(7) 韓国

第 3 条 (無過失責任及び責任の集中等)

1. 原子炉の運転等により、原子力損害が生じた時は、当該原子力事業者が、その損害を賠償する責任を負う。但し、その損害が異例的に甚大なる天災、地変、戦争又はこれに準ずる事変により生じた場合にはそうではない。

[出所] 内閣府原子力研究委員会

<http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/old/songai/siryo/siry003/siry03-6.htm>

東京電力の賠償責任 (文責：羽深有貴)

◎原子力損害賠償紛争審査会による中間指針 (現在第四次追補まで)

①賠償対象地域選定の要素

- (1)原子力発電所からの距離
- (2)避難等対象区域 (資料参照) との近接性
- (3)政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報
- (4)自主的避難の状況 (自主的避難者の多寡など)

②賠償項目

(1)個人に係る項目

放射能検査費用等

精神的損害

自主的避難等

就労不能損害…避難等対象区域に居住 or 勤務⇒避難等によって就労が困難となり、減収等を生じた場合。

(2)法人・個人事業主に係る項目

営業損害

出荷制限指示等による損害および風評被害

放射能破壊による損害

間接損害等…法人・個人事業主が損害を受けたことによって生じた損害

(3)共通・その他

財物価値の喪失又は減少等

福島県民健康管理基金

③実際の損害賠償請求件数・支払い等実績 (資料参照)

④農林水産物の風評被害に関する主な賠償の範囲 (資料参照)

広範囲、且つ、様々な種類の農林水産物で賠償が認められている。

◎事例 1（朝日新聞 2013 年 10 月 26 日 ネットニュース）

文部科学省は原子力損害賠償紛争審査会で、東京電力が和解ののち、実際に支払った損害賠償事例のうち、帰還困難地域に住んでいた家族 4 人のケースを抽出すると、1 世帯あたり平均 9 千万円に上ると発表した。内訳は、土地や建物、家財など財産に関する賠償が平均 4910 万円、所得に対する賠償が平均 1090 万円、慰謝料が平均 3 千万円である。（朝日新聞 2013 年 10 月 26 日朝刊）

◎事例 2（朝日新聞 2012 年 7 月 20 日朝刊 38 頁）

東日本大震災は異常な天災とはいえ、原発事故を起こした東京電力は事故による被害の賠償責任を免れない。こうした政府の見解の是非が争われた損害賠償請求訴訟の判決で、東京地裁（村上正敏裁判長）は、「適法」とする判断を示した。

⇒ つまり、東京電力の賠償責任が「適法」とされ、東日本大震災は異常な天災ではない、との見解を東京地裁が示したということである。

判決は、「免責が軽々と認められるようでは、被害者の保護が図れない」と基本的な考え方を示した。さらに、今回の東日本大震災では免責されないとした政府の見解が違法かどうかを検討するにあたって、アラスカ地震やスマトラ沖地震の規模と比較し、それらを上回っていないと指摘した。

「免責されるのは、人類がいまだかつて経験したことのない全く想像を絶するような事態に限られる」とした政府の見解には合理性があると結論づけた。

◎補足「責任」について（意見）

原発を管理・運営していた東京電力の「株主」と「債権者」は、当事者として法律上、責任をとらなければならない。しかし、原発事故の収束には巨額のコストがかかる。そのため、最終的には国民も負担するしかなくなる。国民に負担を求めるのであれば、その前により直接的な当事者である「株主」と「債権者」が責任を果たす必要がある。原子力損害賠償法では、事故を起こした原子力事業者は過失の有無を問わず、無制限の賠償責任を負うと定められている（無過失責任、無限責任）。現在、東電の主要株主は国で、債権者である電力債も大半は償還され、資金支援も国（支援機構）が行っている。そのため、東電を破綻させても、国を通じて国民が損失を負うことになる。

日本国政府の責任 (文責：秦山登)

1. 原子力政策を「国策」として推進してきた社会的責任

原子力発電のメリット

- ① 安定して大量の電力を供給できる
- ② 発電量当たりの単価が安いので、経済性が高い
- ③ 事故が起きなければ国の技術力の高さの証明になる
- ④ 発電時に地球温暖化の原因となる温室効果ガスを排出しない
- ⑤ 酸性雨や光化学スモッグなどといった大気汚染の原因となる酸化物を排出しない

→東日本大震災によって原発事故が発生する以前、政府は原子力において「クリーンなエネルギー、コストが安価である」という上記の利点をマスコミやメディアを通じて掲げ、国民に対して原子力発電を「国策」として推進してきたこと

2. 政府が原発リスクを過小評価してきた責任

政策に基づき、原発を安易に設置許可したこと、安全対策への怠慢を放置してきたこと

3. 事故発生後の対応についての責任

住民への情報伝達が不明瞭であったことや正しい情報の開示が遅れたため、放射性物質が飛散する方向へ人々が避難してしまい、本来避けられたはずの被爆をしてしまったこと例など

⇒今回は、原子力発電所で起きた事故そのものについての賠償責任に深く関係のある、
上記1の政府が原子力を「国策」として推進してきたことによって問われる社会的責任、
上記2の政府が原発リスクを過小評価してきた責任
を中心に考える。

◎現行法の責任に対する規定

○原賠法 3 条 1 項但書「異常に巨大な天災地変」

原子力事業者が原賠法により負う賠償責任は無過失責任であり、保険契約でカバーされない天災地変等についても政府の補償契約でカバーされるが、例外的に「その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるとき」事業者は免責される。

原賠法 3 条 1 項但書により原子力事業者が賠償責任を負わない場合には賠償義務は存在しない。この場合、政府が「被害者の救助及び被害の拡大の防止のために必要な措置を講ずる」（同法 17 条）とされるが、国に賠償責任はない。つまり被害者は事業者からも国からも損害賠償を受けることができない。

原賠法制定前に際して、当初は異常に巨大な天災地変等による損害については国が賠償（補償）責任を負うと議論されていたことから、原子力事業者が免責されても被害者救済上問題はなかった。しかし、実際に制定された原賠法では、賠償義務者が存在しなくなる仕組みとなったため、原子力損害が「異常に巨大な天災地変」によつて生じたものであるか否かは事業者や被害者にとって重要な問題となった。

また、政府は原賠法 16 条により、事業者が損害を賠償するために必要な援助をするとされていることから、事業者が原賠法 3 条 1 項により原子力損害を賠償する責任を負うか否かについて政府の判断が求められる。この判断は、「1. 原子力事故の様態 2. 原子力事故の際の気象状況 3. 原子力事故発生の周辺の状況等を総合勘案して行われることとなろう」と説明されており、原賠法を所管する行政庁で判断されるとされる。

「異常に巨大な天災地変」についての政府答弁等（資料参照）

→つまり、原賠法 3 条 1 項において日本国政府は賠償責任を負わない規定になっている。（事業者か被害者かの規定）

○原賠法 16 条、原子力損害賠償支援機構法 2 条

東電が一義的に責任を有することが前提とされたうえで、政府は原賠法 16 条に基づき事業者に対して援助を行なうこととされている。詳しくは援助の具現化する制度的枠組みとして原子力損害賠償支援機構法が定められている。同法 2 条が「国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を負っていることに鑑み、」というように国の責務について書かれている。

原子力政策を推進してきた法的責任/社会的責務（資料参照）

→政府は事業者の援助はしているものの、この規定は政府の責任に対しては不明瞭である。

◎世論

原発事故の被害補償は、東電と政府のどちらにより責任があるか--東洋経済 1000 人意識調査（2011 年 5 月 27 日）

東日本大震災、そして福島第一原発の事故から 2 カ月余りが経過した。政府は 5 月 24 日、福島第一原発事故の対応を調査、検討する「事故調査・検証委員会」の設置を閣議決定した。国会では、原発事故の責任の所在を明らかにしようとする議論がなされている。

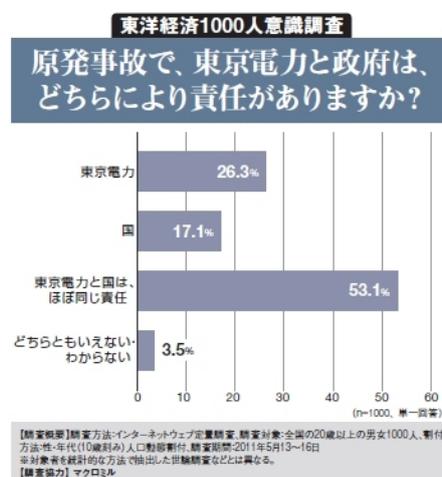
有権者は今回の福島第一原発事故における被害補償で、東京電力と政府のどちらにより責任があると感じているのだろうか、1000 人に調査を行った。

全体では、国よりも東京電力に責任があると回答した割合が多かったが、半数以上が東京電力と国がほぼ同じ責任であると回答した。

男女別で比較すると、東京電力に責任があると答えた割合は 25%前後で類似しているものの、国に責任があると答えた割合は、男性の方が 20%に対し、女性が 14%という結果であった。

また、世代別の男女比較では、20 代男性が東京電力に責任があると答えた割合が 3 割以上に上ったものの、20 代女性において東京電力に責任があると答えた割合は 1 割程度にとどまっている。一方、60 歳以上においては、男性が国に責任があると答えた割合が 2 割程度だったものの、女性においては 1 割に満たなかった。

地域別では、震災で甚大な被害を受けた東北地方では、国、東京電力ともに責任があると答えた割合が 60%以上に上るものの、浜岡原発を抱える中部地方では半数に満たなかった。一方、中部地方では、他の地方に比べ東京電力に責任があると答えた割合が最も多かった。



		福島第1原子力発電所の事故による被害補償は、電力会社である東京電力と、原発を推進してきた国では、どちらがより責任を持つべきだと思いますか。				
		全体	東京電力	国	東京電力と国は、ほぼ同じ責任	どちらともいえない・わからない
全体	20才～24才	68	22.1	16.2	54.4	7.4
	25才～29才	81	21.0	16.0	56.8	6.2
	30才～34才	83	30.1	16.9	47.0	6.0
	35才～39才	95	21.1	25.3	49.5	4.2
	40才～44才	82	25.6	15.9	57.3	1.2
	45才～49才	71	28.2	18.3	50.7	2.8
	50才～54才	99	20.2	22.2	55.6	2.0
	55才～59才	86	31.4	18.6	48.8	1.2
	60才以上	335	29.3	13.4	54.3	3.0
	全体	1000	26.3	17.1	53.1	3.5
男性	20才～24才	34	35.3	14.7	44.1	5.9
	25才～29才	42	31.0	14.3	47.6	7.1
	30才～34才	39	28.2	20.5	48.7	2.6
	35才～39才	51	27.5	23.5	45.1	3.9
	40才～44才	32	31.3	12.5	56.3	0.0
	45才～49才	45	28.9	24.4	44.4	2.2
	50才～54才	49	12.2	22.4	61.2	4.1
	55才～59才	43	37.2	27.9	32.6	2.3
	60才以上	147	25.9	19.7	53.7	0.7
	全体	482	27.6	20.3	49.4	2.7
女性	20才～24才	34	8.8	17.6	64.7	8.8
	25才～29才	39	10.3	17.9	66.7	5.1
	30才～34才	44	31.8	13.6	45.5	9.1
	35才～39才	44	13.6	27.3	54.5	4.5
	40才～44才	50	22.0	18.0	58.0	2.0
	45才～49才	26	26.9	7.7	61.5	3.8
	50才～54才	50	28.0	22.0	50.0	0.0
	55才～59才	43	25.6	9.3	65.1	0.0
	60才以上	188	31.9	8.5	54.8	4.8
	全体	518	25.1	14.1	56.6	4.2
地域	北海道	38	23.7	18.4	52.6	5.3
	東北地方	47	21.3	12.8	61.7	4.3
	関東地方	418	28.5	17.5	52.2	1.9
	中部地方	148	33.1	16.9	44.6	5.4
	近畿地方	207	21.3	18.4	56.0	4.3
	中国地方	49	26.5	10.2	57.1	6.1
	四国地方	25	28.0	4.0	64.0	4.0
	九州地方	68	17.6	23.5	55.9	2.9

論点

東日本大震災から生じた原子力災害の損害賠償額は、約 6 兆円にも上るとされている。経済の発展と環境対策という錦の御旗を振りかざし、安直な原子力政策を推進してきた結果、日本国はとてつもない痛みを味わうことになったといえるのではないだろうか。

今回の損害の責任を、徒に天災地変のせいであると結論付けることは、今後にとっても建設的な議論になるとは言い難い。責任の所在を明らかにし、今一度それを認識しなおさない限りは、同様の損害が生じる危険性は残り続けるだろう。

ここで、「今回の東日本大震災における原子力災害の責任の所在は何処にあるといえるのか」ということについて考えてみたい。また、「現行法制度における事業者の免責事由」についても考慮に入れて議論が行えればと思う。

論点 1：東日本大震災における原子力災害の責任の所在

- ① 事業者（東京電力）
- ② 国家（≒国民）
- ③ 株主
- ④ なし
- ⑤ その他

論点 2：現行法制度における免責事由の多寡について

◎参考文献

- ・外尾健一(2012)『東日本大震災と原発事故』 信山社
- ・高橋康文(2012)『原子力損害賠償支援機構法』 商事法務
- ・広瀬研吉(2011)『わかりやすい原子力規制関係の法令の手引き』 大成出版社
- ・除本理史 (2013)『原発賠償を問う—曖昧な責任、翻弄される避難者』 岩波書店
- ・「国際原子力利用法制の主要課題」 日本エネルギー法研究所(1998/8)
- ・「諸外国における原子力発電所の安全規制に係る法制度」 日本エネルギー法研究所 (2013/1)
- ・「原子力発電所事故に関する賠償などについて」 経済産業省 HP
- ・朝日新聞 2013年6月27日 朝刊 38頁
- ・朝日新聞 2012年2月16日 社説
- ・「日本の原子力損害賠償制度の概要 (10-06-04-01) - ATOMICA -」
[http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?Title_Key=10-06-04-01\(2014/5/30\)](http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat_detail.php?Title_Key=10-06-04-01(2014/5/30))
- ・「免責事由 (異常に巨大な天災地変) について」 内閣府原子力研究所
[http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/old/songai/siryo/siryo03/siryo3-6.htm\(2014/5/30\)](http://www.aec.go.jp/jicst/NC/senmon/old/songai/siryo/siryo03/siryo3-6.htm(2014/5/30))
- ・「福島原発事故から3年を経て、責任について考える」
http://www.huffingtonpost.jp/akira-tachibana/311_b_4947040.html
- ・「原子力損害賠償のご請求・お支払等実績」 東京電力 HP
<http://www.tepco.co.jp/comp/jisseki/images/jisseki-j.pdf>
- ・「原子力損害賠償に関するこれまでのお支払実績とご請求書への対応状況」 東京電力 HP
http://www.tepco.co.jp/comp/jisseki/images/jisseki_02-j.pdf
- ・「賠償項目別の合意金額の状況」 東京電力 HP
http://www.tepco.co.jp/comp/jisseki/images/jisseki_03-j.pdf
- ・「賠償の対象となる方」 東京電力 HP
http://www.tepco.co.jp/cc/press/betu12_j/images/120228e.pdf
- ・「原発事故の被害補償は、東電と政府のどちらにより責任があるか--東洋経済 1000人意識調査 (2011年5月27日)」
<http://toyokeizai.net/articles/-/7082>